

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の概要

令和 5 年 4 月
経済産業省産業技術環境局資源循環経済課
環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

1. 趣旨

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号）等の規定に基づき、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則（平成 5 年総理府・厚生省・通商産業省令第 1 号。以下「規則」という。）において、通知及び保存することとする書面について電磁的記録を用いることを可能とするため、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」を制定する。

2. 主な制定事項

規則第 8 条において通知及び保存することとされている以下書面について電磁的記録を用いることを可能とする。

- (1) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成 4 年法律第 108 号。以下「法」という。）第 13 条の規定により輸入移動書類に係る処分を行うものが当該輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた場合における、規則第 8 条第 1 項の規定による通知書の通知、同条第 3 項の規定による通知書の写しの保存
- (2) 法第 13 条の規定により輸入移動書類に係る処分を行うものが輸入特定有害廃棄物等の処分を行った場合における、規則第 8 条第 2 項の規定による通知書の通知、同条第 3 項の規定による通知書の写しの保存

3. 制定理由

特定有害廃棄物等の輸出入等については、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（平成 5 年 12 月 6 日条約第 7 号。以下「条約」という。）の国内担保法である法に基づき、輸出入に際する輸出先国への事前通告並びに輸入元国への同意回答等（以下「バーゼル手続き」という。）が義務付けられているところ。

昨今、事前通告及び同意回答等の輸出入国間の通知等については、電子システムを用いた手続方法の改善が条約の締約国会議における議論の一つとなっており、規則に規定する通知等の電子化についても議論の結果を待って対応する見込みであったが、令和 4 年 6 月に開催された第 15 回締約国会議において議論は難航し、当面電子システムの採用は行わ

れない見通しとなった。

一方で、デジタル社会実現のための共通の指針として掲げられた構造改革のためのデジタル原則（令和3年12月策定）においては、書面を義務付ける行政手続についてデジタル対応を実現することとされている。バーゼル手続きのうち、規則において民間事業者が行うことが規定されている書面の通知又は保存について、電磁的記録により行うことを可能とするために、新たに経済産業省及び環境省共管省令の形で、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律に基づく施行規則を制定する必要がある。

3. 今後の予定

令和5年4月 パブリックコメント

令和5年6月 公布・施行

以上